



熊本県公報

第13009号
令和3年(2021年)
3月16日(火)
(毎週 火・金発行)

目次

告 示

- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の変更の届出……………（障がい者支援課） 1
- 喀痰吸引等業務に関する登録喀痰吸引等事業者の登録……………（高齢者支援課） 1
- 生活保護法等に基づく指定施術機関の事業の廃止……………（社会福祉課） 2
- 生活保護法等に基づく指定施術機関の指定……………（ 〃 ） 2
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の廃止の届出……………（障がい者支援課） 3
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく事業者の廃止……………（ 〃 ） 3
- 道路の供用開始……………（道路保全課） 3
- 八代都市計画下水道の事業計画変更認可……………（下水環境課） 4
- 指定管理者の指定……………（くまモングループ） 4

公 告

- 道路の位置の指定……………（建築課） 4
- 農用地利用配分計画の認可……………（農地・担い手支援課） 5
- 農用地利用配分計画の認可……………（ 〃 ） 5
- 農用地利用配分計画の認可……………（ 〃 ） 5
- 公共測量の終了……………（監理課） 6

登 載 依 頼

- 第4回県立高等学校あり方検討会の開催……………（県立高等学校あり方検討会） 6
- 第157回熊本県都市計画審議会の開催……………（都市計画審議会） 7

正 誤

- 令和3年（2021年）2月12日熊本県選挙管理委員会告示第9号（熊本県公職選挙執行規程の一部を改正する規程）中……………（選挙管理委員会） 7

告 示

熊本県告示第231号
 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第64条の規定により指定自立支援医療機関から次のとおり変更の届出があったので、同法第69条の規定により公示する。
 令和3年（2021年）3月16日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

（育成医療・更生医療）

医療機関の名称	変更事項	変更前	変更事項	変更年月日
セントケア訪問看護ステーション合志	医療機関の所在地	合志市幾久富1656番地459	合志市幾久富1656番地34	令和3年（2021年）3月1日

熊本県告示第232号
 社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第48条の3第1項の規定により登録喀痰吸引等事業者の登録を行ったので、同法第48条の8の規定により次のとおり公示する。
 令和3年（2021年）3月16日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称及び住所	事業所の名称及び所在地	登録番号	登録年月日	サービスの種類
株式会社dream	ヘルパーステー	431100302	令和3年（20	訪問介護

factory 熊本市北区武蔵 ヶ丘一丁目8- 15 エクセル ハイム1F	ション まごこ ろの手 熊本市北区武蔵 ヶ丘七丁目2番 6号		21年)3月5 日
---	--	--	--------------

熊本県告示第233号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第2項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により次の指定施術機関から事業の廃止の届出があったので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

令和3年（2021年）3月16日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

（柔道整復師）

施術者の氏名	施術所の名称	施術所の所在地	廃止年月日
平井 宏樹	堺整骨院 荒尾院	荒尾市原万田字八反田630-1	令和3年（2021年）1月31日
原口 美空	ひかり整骨院	上益城郡嘉島町鯉1832-2	令和3年（2021年）1月1日

（はり・きゅう師）

施術者の氏名	施術所の名称	施術所の所在地	廃止年月日
甲斐 拓馬	ひかり鍼灸院	上益城郡嘉島町鯉1832-2	令和3年（2021年）1月1日

熊本県告示第234号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により指定施術機関として次のとおり指定したので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

令和3年（2021年）3月16日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

（柔道整復師）

施術者の氏名	施術所の名称	施術所の所在地	指定年月日
境 園枝	境接骨院	菊池市隈府475-6	令和2年（2020年）9月1日
藤本 諒	甲斐整骨院 光の森院	菊池郡菊陽町光の森六丁目18-1	令和3年（2021年）1月7日
吉本 圭佑	のぞみ整骨院 宇土院	宇土市善道寺町綾織22-1	令和3年（2021年）2月3日
森山 明日香	のぞみ整骨院	宇城市小川町江頭153-8	令和3年（2021年）2月1日
中川 拳人	なかがわ整骨院	八代郡氷川町高塚1206-1	令和3年（2021年）2月2日

（あん摩マッサージ指圧師）

施術者の氏名	施術所の名称	施術所の所在地	指定年月日
大當 輝彦	大當 輝彦	合志市須屋2351-48	令和3年（2021年）1月15日

（はり・きゅう師）

施術者の氏名	施術所の名称	施術所の所在地	指定年月日
境 園枝	境接骨院	菊池市隈府475-6	令和2年（2020年）9月1日

大當 輝彦	大當 輝彦	合志市須屋2351 -48	令和3年(2021年)1月15日
(はり師)			
施術者の氏名	施術所の名称	施術所の所在地	指定年月日
市丸 崇志	ひかり整骨院	上益城郡嘉島町鯉1 832-2	令和元年(2019年)8月19日

熊本県告示第235号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第46条第2項の規定による指定障害福祉サービス事業の廃止の届出があったので、同法第51条の規定により公示する。

令和3年(2021年)3月16日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	サービスの種類	廃止年月日
ライフワークサポート山鹿作業所 山鹿市石字中牟田107 2-1	ライフワークサポート株式会社 山鹿市鹿本町津袋419 -1 本田あかね	就労継続支援A型	令和3年(2021年)3月31日

熊本県告示第236号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第46条第2項の規定による指定障害福祉サービス事業の廃止の届出があったので、同法第51条の規定により公示する。

令和3年(2021年)3月16日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	サービスの種類	廃止年月日
社会福祉法人宇土市社会福祉協議会居宅介護サービスセンター 宇土市浦田町44番地	社会福祉法人宇土市社会福祉協議会 宇土市浦田町44番地 元松 茂樹	居宅介護 重度訪問介護 同行援護	令和3年(2021年)3月31日
障害者支援施設 南海寮 天草市本町下河内168 5番地1	社会福祉法人啓友会 天草市本町下河内168 5番地1 酒井 保之	自立(生活)訓練	令和3年(2021年)3月31日

熊本県告示第237号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和3年(2021年)3月16日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和3年(2021年)3月16日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
一般国道	325号	菊池市森北字地藏ノ上 1445番地先から 菊池市森北字迫畑 1079番2地先まで	1118.3	活力創出 基盤交付 金

2 供用を開始する期日 令和3年(2021年)3月20日

熊本県告示第238号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のとおり告示する。

令和3年（2021年）3月16日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 施行者の名称 八代市
- 2 都市計画事業の種類 八代都市計画下水道事業八代公共下水道
- 3 事業施行期間 昭和49年（1974年）3月2日から令和9年（2027年）3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分

昭和49年熊本県告示第168号、昭和51年熊本県告示第49号、昭和53年熊本県告示第242号、昭和54年熊本県告示第230号、昭和56年熊本県告示第461号、昭和60年熊本県告示第207号、昭和63年熊本県告示第746号、平成元年熊本県告示第623号、平成3年熊本県告示第955号、平成6年熊本県告示第780号、平成9年熊本県告示第199号、平成11年熊本県告示第280号、平成15年熊本県告示第813号、平成16年熊本県告示第795号、平成17年熊本県告示第369号、平成19年熊本県告示第4号、平成21年熊本県告示第24号、平成24年熊本県告示第386号、平成28年熊本県告示第123号及び平成30年熊本県告示第151号の事業地のうち、新港町三丁目において事業地を変更する。
 - (2) 使用の部分

昭和49年熊本県告示第168号、昭和51年熊本県告示第49号、昭和53年熊本県告示第242号、昭和54年熊本県告示第230号、昭和56年熊本県告示第461号、昭和60年熊本県告示第207号、昭和63年熊本県告示第746号、平成元年熊本県告示第623号、平成3年熊本県告示第955号、平成6年熊本県告示第780号、平成9年熊本県告示第199号、平成11年熊本県告示第280号、平成15年熊本県告示第813号、平成16年熊本県告示第795号、平成17年熊本県告示第369号、平成19年熊本県告示第4号、平成21年熊本県告示第24号、平成24年熊本県告示第386号、平成28年熊本県告示第123号及び平成30年熊本県告示第151号の事業地に、植柳新町一丁目、植柳新町二丁目、葭牟田町の一部を加える。

熊本県告示第239号

くまもと県民交流館条例（平成13年熊本県条例第57号）第12条第1項の規定により、くまもと県民交流館のうち物産、観光等に関する情報を提供する施設の指定管理者を指定したので、熊本県公の施設の指定管理者の指定の指的手続に関する条例（平成16年熊本県条例第44号）第7条第1項の規定により次のとおり告示する。

令和3年（2021年）3月16日

熊本県知事 蒲島郁夫

施設の名称	指定管理者		指定の期間
	所在地	名称及び代表者	
くまもと県民交流館のうち物産、観光等に関する情報を提供する施設	熊本市中央区安政町1番2号	カリーノ&コロムビアくまもと応援共同体 代表者 株式会社カリーノクリエイト 代表取締役 米倉佳江	令和3年（2021年）4月1日から令和6年（2024年）3月31日まで

公 告

熊本県公告第170号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定を次のとおり行った。

令和3年（2021年）3月16日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 築造者の住所 菊池市泗水町豊水3358番地1
- 2 築造者の氏名 有限会社泗水不動産
- 3 道路の位置 菊池市隈府字堀ノ内721番9
- 4 道路の幅員 4.00メートルから5.00メートルまで
- 5 道路の延長 43.59メートル

- 6 指定年月日 令和3年(2021年)3月3日
- 7 指定番号 熊本県指令北景建第329号

熊本県公告第171号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により次のとおり農用地利用配分計画を認可したので、同条第7項の規定により公告する。

令和3年(2021年)3月16日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
農事組合法人上生城	合志市上生	合志市上生字塩浸19番ほか6筆
株式会社アドバンス	菊池市旭志尾足	菊池郡大津町大字矢護川字下無田3956番1

2 認可年月日

令和3年(2021年)3月9日

熊本県公告第172号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により次のとおり農用地利用配分計画を認可したので、同条第7項の規定により公告する。

令和3年(2021年)3月16日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
浅生 今治	球磨郡錦町一武	球磨郡錦町大字一武字永井田661番
蓑田 喜徳郎	球磨郡錦町木上東	球磨郡錦町大字木上東字宝満500番1
蓑田 喜徳郎	球磨郡錦町木上東	球磨郡錦町大字木上東字宝満492番ほか3筆
春口 久男	球磨郡錦町西	球磨郡錦町大字西字馬渡868番ほか4筆
岡元 伸一	球磨郡錦町西	球磨郡錦町大字西字馬渡870番ほか2筆
農事組合法人たらぎ大地	球磨郡多良木町多良木	球磨郡多良木町大字奥野字下畑中785番ほか12筆
農事組合法人たらぎ大地	球磨郡多良木町多良木	球磨郡多良木町大字多良木字下新地541番12ほか4筆
篠原 一久	球磨郡湯前町瀬戸口	球磨郡多良木町大字多良木字上仁原339番1
尾方 伸輔	球磨郡相良村川辺	球磨郡相良村大字川辺字蜻木3624番ほか1筆
農事組合法人美農里かわうら	天草市河浦町河浦	天草市河浦町河浦字中新田1816番1ほか2筆
友山 浩二	天草市河浦町白木河内	天草市河浦町白木河内字白木新田112番2

2 認可年月日

令和3年(2021年)3月9日

熊本県公告第173号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により次のとおり農用地利用配分計画を認可したので、同条第7項の規定により公告する。

令和3年(2021年)3月16日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
片岡 大輔	宇城市小川町南小川	宇城市小川町北部田字宮田107番ほか4筆
農事組合法人宇土割営農生産組合	宇城市小川町南新田	宇城市小川町新田字北古川834番
松永 倫明	上益城郡嘉島町下六嘉	上益城郡嘉島町大字下六嘉字御供田275番
堀部 龍一	上益城郡益城町小池	上益城郡益城町大字寺迫字登立650番
堀部 龍一	上益城郡益城町小池	上益城郡益城町大字寺迫字登立654番
株式会社h i r oファーム	上益城郡御船町滝川	上益城郡益城町大字木山字遠見塚1247番2
有限会社コウヤマ	上益城郡益城町小谷	上益城郡益城町大字杉堂字中原298番ほか1筆
山本 農木男	上益城郡山都町原	上益城郡山都町原字間ヶ谷176番ほか7筆
橋本 康修	上益城郡山都町御所	上益城郡山都町鶴ヶ田字杉園1976番1ほか1筆
岩永 一則	上益城郡山都町下名連石	上益城郡山都町下名連石字上鹿見塚新29番23

2 認可年月日
令和3年(2021年)3月9日

熊本県公告第174号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定により国土交通省九州地方整備局川辺川ダム砂防事務所長から次のとおり公共測量の実施を終わった旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和3年(2021年)3月16日

熊本県知事 蒲島 郁夫

作業種類	作業期間	作業地域
公共測量(航空レーザー測量)	令和2年(2020年) 7月16日から 令和3年(2021年) 2月26日まで	芦北町、津奈木町、球磨村、水俣市

登載依頼

県立高等学校あり方検討会公告第4号

第4回県立高等学校あり方検討会を次のとおり開催する。

令和3年(2021年)3月16日

県立高等学校あり方検討会会長

- 1 開催日時
令和3年(2021年)3月25日(木)
午後2時00分から午後4時00分まで(予定)
- 2 会場
熊本市中央区水前寺一丁目33番18号
水前寺共済会館グレースシア2階(鳳凰)
- 3 議事(予定)
(1)「県立高等学校のあり方と今後の方向性について」提言(案)の検討
(2)その他
- 4 傍聴者の定員
10人
- 5 傍聴手続
(1)傍聴希望者は、午後1時30分から午後1時50分まで、当該会議の会場前にお

- いて受付の上、事務局の指示に従い会場に入室することができる。
 (2) 希望者が定員を超える場合は、抽選により決定する。
- 6 非公開の案件
 「3 議題」については、「審議会等の会議の公開に関する指針」第3公開の基準の
 アに該当する場合、一部非公開となることがある。
- 7 問合せ先
 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
 県立高等学校あり方検討会事務局
 (熊本県教育庁県立学校教育局高校教育課高校魅力化推進室)
 電話：096-333-2684

熊本県都市計画審議会公告第1号

第157回熊本県都市計画審議会を次のとおり開催します。
 令和3年(2021年)3月16日

熊本県都市計画審議会

- 1 日時
 令和3年(2021年)3月23日(火)午前10時00分から正午まで
- 2 場所
 熊本市中央区水前寺公園28-51
 ホテル熊本テルサ 3階たい樹
- 3 議題
 【審議】
 (1) 御船都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更の件
 (2) 熊本都市計画道路の変更の件(菊陽空港線)
- 4 傍聴者の定員
 20名
- 5 傍聴手続
 (1) 傍聴を希望される方には、審議会開会の30分前から10分前までに、受付にて
 整理券を配布します。
 (2) (1)において配布した整理券を持って、審議会開会10分前に受付に集合して
 ください。
 (3) 傍聴を希望される方の総数が傍聴者の定員を超える場合は、抽選により傍聴者を
 決定します。
 (4) 傍聴を認められた方は、受付において係員の指示に従い会場に入室することがで
 きます。
- 6 傍聴するにあたっての守るべき事項
 傍聴される方は、会議を傍聴するにあたり、次の事項を守ってください。
 (1) 会議開催中は、静粛に傍聴することとし、拍手その他の方法により賛成、反対
 の意向等を表明することはできません。
 (2) はり紙、旗、プラカードの掲示、はち巻、腕章の類を身につける等示威的行為
 はできません。
 (3) 会場内での飲食はできません。
 (4) 会場内において、写真撮影、録画、録音等はできません。
 (5) 会場内で携帯電話等の通信機器を使用することはできません。
 (6) その他会議開催中に秩序を乱したり、議事を妨害するようなことはできません。
 上記のほか、傍聴される方は、係員の指示に従ってください。
 傍聴される方が以上のことをお守りいただけない場合は、退場していただく場合があ
 ります。
- 7 非公開の案件
 今回の審議会における「3 議題」の【審議】(2)については、「審議会等の会議
 の公開に関する指針」第3公開の基準ア又はイに該当し、非公開となり傍聴はできま
 せん。
 なお、公開の案件の審議中であっても、「審議会等の会議の公開に関する指針」第3
 公開の基準ア又はイに該当する場合に至ったときには、あらかじめ公開・非公開の決定
 権限を会長に委任しておりますので、会長の判断により非公開となる場合もあります。
- 8 問い合わせ先
 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
 熊本県都市計画審議会事務局(熊本県土木部道路都市局都市計画課)
 電話番号：096-333-2520

正 誤

令和3年(2021年)2月12日熊本県選挙管理委員会告示第9号(熊本県公職選挙
 執行規程の一部を改正する規程)中に誤りがあったので、次のとおり訂正する。

ページ	行	正	誤
24	66～67	責任者本人	責任本人
25	16	別記第136号様式中	別記第136号中
25	18	当該機関紙誌	当該機関紙
25	20	本人確認書類	恩人確認書類